

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 5 月 1 5 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和 2 7 年相模原市条例第 1 5 号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に見出しとして「(施行期日等)」を付する。

附則第 2 項に見出しとして「(相模原町税務職員特別旅費支給条例の廃止)」を付し、附則に次の 1 項を加える。

(保健所業務従事職員の特殊勤務手当の特例)

- 3 第 1 5 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、職員が新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 2 4 年法律第 3 1 号)附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)の病原体を有し、又は有する疑いのある人(以下「病原体を有する人等」という。)が宿泊し、療養する施設であつて市長が指定するものの内部その他これに準ずる区域として規則で定めるものにおいて、病原体を有する人等に接する業務又は病原体を有する人等が使用した物件に接触する業務に従事したときは、日額 3 , 0 0 0 円(病原体を有する人等の身体に接触する業務又は病原体を有する人等に長時間にわたり接する業務に従事したときにあつては、4 , 0 0 0 円)の保健所業務従事職員の特殊勤務手当を支給する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 3 項の規定は、令和 2 年 2

月 14 日から適用する。

(特殊勤務手当の内払)

- 2 改正後の附則第 3 項の規定を適用する場合には、改正前の第 15 条第 1 項の規定により支給された同項第 1 号に規定する特殊勤務手当は、改正後の附則第 3 項の規定により支給する特殊勤務手当の内払とみなす。

提案の理由

新型コロナウイルス感染症の病原体を有する人等が宿泊し、療養する施設等において保健所業務に従事する職員の特殊勤務手当の特例に係る規定を追加いたしたく提案するものである。

議案第 7 2 号関係資料

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

保健所業務従事職員の特殊勤務手当の特例に係る規定の追加(附則第 3 項関係)
職員が新型コロナウイルス感染症の病原体を有し、又は有する疑いのある人(以下「病原体を有する人等」という。)が宿泊し、療養する施設であって市長が指定するもの等において、病原体を有する人等に接する業務又は病原体を有する人等が使用した物件に接触する業務に従事したときは、日額 3 , 0 0 0 円(病原体を有する人等の身体に接触する業務又は病原体を有する人等に長時間にわたり接する業務に従事したときにあっては、4 , 0 0 0 円)の特殊勤務手当を支給することとするもの

2 施行期日等

公布の日から施行し、1 に係る規定は、令和 2 年 2 月 1 4 日から適用

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を改正する条例について

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和 2 年 5 月 1 5 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を改正する条例

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 4 年相模原
市条例第 1 5 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

4 2	花ヶ谷戸地区地区 整備計画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された 相模原都市計画花ヶ谷戸地区地区計画において地区 整備計画が定められている区域
-----	--------------------	---

別表第 2 に次のように加える。

4 2 花ヶ谷戸地区地区整備計画区域

計 画 地 区		花ヶ谷戸地区
(1)	建築してはならな い建築物	(1) 法別表第 2 (わ)項第 2 号から第 4 号まで及び 第 6 号から第 8 号までに掲げる建築物 (2) 法別表第 2 (に)項第 5 号及び第 6 号に掲げる 建築物 (3) 法別表第 2 (ほ)項第 3 号に掲げる建築物 (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) 公衆浴場 (6) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これ らに類するもの

				(7) 店舗(当該店舗の用途に供する部分の床面積の合計が 1 , 5 0 0 平方メートル以上のものであって卸売業の用に供するもの及び自動車小売業、自動車賃貸業その他の自動車関連産業の用に供するものを除く。) (8) 飲食店 (9) 展示場又は遊技場 (1 0) 集会場
(2)	建築物の容積率の 最高限度			
(3)	建築物の建蔽率の 最高限度			
(4)	建築物の敷地面積 の最低限度			3 , 0 0 0 平方メートル
(5)	壁 面 の 位 置 の 制 限	(ア)	距 離	(1) 道路境界線(相模原都市計画道路 3 ・ 4 ・ 7 号上溝昭和橋線にあっては、都市計画法第 5 9 条第 1 項の規定による都市計画事業の認可がされるまでの間、現に存する県道厚木城山の境界線)までの場合にあっては、地区計画の計画図において、道路境界線からの後退距離が 1 メートル以上と定められた箇所については、1 メートル、道路境界線からの後退距離が 2 メートル以上と定められた箇所については、2 メートル (2) 隣地境界線までの場合にあっては、1 メートル
		(イ)	適用除 外の建 築物	
(6)	建築物の高さの最 高限度			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

建築基準法(昭和25年法律第201号)第68条の2第1項の規定に基づき、適正な都市機能及び健全な都市環境を確保するため、花ヶ谷戸地区の地区整備計画の区域内における建築物の制限について所要の定めをいたしたく提案するものである。

案 内 図



令和 2 年度相模原市一般会計補正予算(第 3 号)

令和 2 年度相模原市の一般会計の補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 3 8 6 , 4 6 9 , 0 0 0 千円に歳入歳出それぞれ 3 , 3 6 0 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 8 9 , 8 2 9 , 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 5 月 1 5 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
55 国庫支出金		千円 135,406,565	千円 2,996,892	千円 138,403,457
	5 国庫負担金	55,263,217	7,045	55,270,262
	10 国庫補助金	79,456,361	2,989,847	82,446,208
75 繰入金		7,152,578	363,063	7,515,641
	10 基金繰入金	7,092,605	363,063	7,455,668
85 諸収入		17,460,456	45	17,460,501
	25 雑入	2,561,823	45	2,561,868
歳 入 合 計		386,469,000	3,360,000	389,829,000

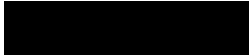
歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10 総務費		24,167,098	121,530	24,288,628
	5 総務管理費	13,729,028	96,808	13,825,836
	13 市民生活費	7,132,697	24,722	7,157,419
15 民生費		131,720,279	144,001	131,864,280
	5 社会福祉費	50,139,537	11,364	50,150,901
	10 児童福祉費	56,465,912	124,538	56,590,450
	15 生活保護費	24,097,192	8,099	24,105,291
20 衛生費		27,566,362	218,277	27,784,639
	5 保健衛生費	14,159,634	217,947	14,377,581
	15 環境保全費	601,135	330	601,465
25 労働費		630,231	13,551	643,782
	5 労働諸費	630,231	13,551	643,782
30 農林水産業費		797,218	30,266	827,484
	5 農業費	663,863	30,266	694,129
35 商工費		88,018,114	1,201,757	89,219,871
	5 商工費	88,018,114	1,201,757	89,219,871
40 土木費		24,716,771	33,257	24,750,028
	5 道路橋りょう費	8,594,638	△ 40,405	8,554,233
	15 都市計画費	12,320,740	30,453	12,351,193
	20 公園費	2,169,562	43,209	2,212,771
45 消防費		8,292,175	△ 369	8,291,806
	5 消防費	8,292,175	△ 369	8,291,806
50 教育費		49,340,808	1,597,730	50,938,538
	10 小学校費	22,954,261	995,057	23,949,318
	15 中学校費	13,888,037	492,211	14,380,248
	25 市民体育費	1,764,175	110,462	1,874,637
歳 出	合 計	386,469,000	3,360,000	389,829,000

監査委員の選任について
次の者を、本市監査委員に選任したいので同意されたい。

令和 2 年 5 月 18 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
	久 保 田 浩 孝	

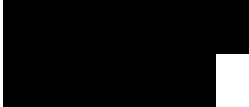
提案の理由

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 196 条第 1 項の規定により、議会の
同意を得る必要による。

監査委員の選任について
次の者を、本市監査委員に選任したいので同意されたい。

令和 2 年 5 月 1 8 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
	大 槻 和 弘	

提案の理由

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の
同意を得る必要による。